

静岡市駿河区自治会連合会表彰慶弔規程

(趣 旨)

第1条 静岡市駿河区自治会連合会（以下「本会」という。）の表彰及び慶弔については、この規程の定めるところによる。

(表 彰)

第2条 本会は、役員・評議員及び自治会・町内会等の長（以下「自治会長等」という。）として3年以上在任し、功績顕著な者に対し、表彰を行う。

2 表彰は、前項に該当する者がその役職を退いた直近の総会において行う。

(慶 事)

第3条 本会は、国から功労者として叙勲又は褒章を受けた役員・評議員及び自治会長等に対し、祝詞又は祝品を贈呈することができる。

(見 舞)

第4条 本会は、療養のため2週間以上引き続き入院した役員及び評議員に対し、見舞金を贈呈する。

(弔 慰)

第5条 本会は、次に掲げる場合に弔慰を行う。

- (1) 役員・評議員及び自治会長等が死亡した場合
- (2) その他会長が必要と認めた場合

(金品の額等)

第6条 第3条から前条までに規定する祝詞、祝品、見舞金、弔慰の内容は、本人の経歴、功績等を勘案して会長が定める。

(申請手続き)

第7条 各連合会長は、第3条から第5条までの規定に該当すると認められる者があるときは、速やかに会長に申請するものとする。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほかの対応については、三役協議のうえ決定するものとする。

附 則

本規程の施行前の旧静岡市自治会連合会及び葵区自治会連合会並びに駿河区自治会連合会の役員としての在任期間については、本規程第2条に定める役員の在任期間とみなす。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月4日から施行する。